

就学援助の現状と課題―旭川市の取り組みから

荻 洲 勝 幸

◇ 就学援助制度とは

就学援助制度は、学校教育法第十九条「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と明記されています。

平成二五年度就学援助実施状況調査結果によると、就学援助の対象者は、平成二五年度において要保護者一五万人（北海道一万五千人）、準要保護者一三七万人（北海道七万六千人）となっています。準要保護者に対する就学援助は、三位一体改革により平成一七年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置が行われ、市町村が単独で実施しています。そのため、就学援助の周知方法、準要保護認定基準、申請書の配布方法、就学援助費目などは市町村によって異なります。

一方、就学援助（準要保護）支給対象の基本的な条件としている生活保護法による生活扶助基準の見直しは平成二五年八月に実施されました。多くの市町村は、就学援助支給対象家庭の総収入額

を生活扶助基準の一・一倍から一・三倍という数字で認定基準を設定している状況にありました。そのため、国としては、生活扶助基準の見直しに伴い、就学援助の認定の際に、できるだけ影響が及ばないよう各市町村に対して説明、依頼をしています。これを受け、各市町村では、審議会・懇話会などを設けて就学援助の検討を行い、生活扶助基準の見直しの影響が出ないように取り組んでいます。このような中で、関西の〇市は認定基準を一・〇倍としていると言われています。この数字は、生活保護世帯より収入が少なくなければ認定されないことになり、全国的に見ても非常に厳しい認定基準と言えます。

もたれた「就学援助制度懇話会」の検討内容をもとに助成を行っています。しかし、平成一七年度の国庫補助廃止、平成二五年度の生活保護者に対する生活扶助基準の見直しなどに鑑み、平成二五年二月から四月にかけて、現行の就学援助制度の内容に係わるパブリックコメントを実施しました。そして、同年六月に「旭川市就学助成制度検討懇話会」（構成Ⅱ小中学校長・市PTA連合会役員・民生児童委員・学識経験者・公募市民の計九名）が設置され、具体的な見直しの検討が行われました。

平成二六年一月に旭川市就学助成制度検討懇話会の「報告書」が八回の検討会を経て提出されました。この報告書において、助成内容については、現行の八費目（学用品費など・修学旅行費・通学費・宿泊研修費・新入学用品費・体育実技用具費・学校給食費・医療費）の他に、これまで支給していなかった「PTA会費・クラブ活動費・生徒会費」なども含めた支給費目の拡大、中学校新入学用品費の増額、医療費助成の拡大なども行われました。

◇ 旭川市の取り組み
旭川市教育委員会では現在まで、昭和六十一年に

また、認定要件としては、「就学援助制度の準要保護認定を受けている児童生徒については、国による生活扶助制度の見直しに伴う影響を受けないうよう、現在の生活保護基準の一・二倍に引き上げ、助成対象からはずれることのないようにすべきである。助成を必要とする児童生徒に必要な支援が行き届く制度とすべきである。」としています。

この報告書を受けて、旭川市教育委員会は、平成二六年一月、「就学助成制度の見直し（素案）に対する意見などの募集（パブリックコメント）」を行いました。平成二七年一月、パブリックコメントに対して教育委員会の考え方を公表し、就学援助制度の見直しを行いました。

認定要件は、生活扶助基準の見直しにより、平成二六までは一・二倍、平成二七年度は一・二五倍、平成二八年度は一・二八倍とし、影響がでないように引き上げを行うこととしました（引き上げを行わなかった場合、平成二七年度二一人、平成二八年度三七四人が助成対象外となる）。世帯総収入額基準の一部改訂をすると共に、認定要件を八つから四つに統合しました。助成内容についても、助成回数・時期などの見直しを行いました。

旭川市の就学援助認定状況の推移は、平成二二年度（認定率二八・四％）をピークとして減少し、平成二五年度における必要保護児童生徒数は六六七四人、認定率二六・一％となっています。

また、これまで旭川市教育委員会は「個人情報保護」の観点から支給事務の見直しを進めてきました。過去において、体育実技用具（スキーなど）を購入する際、指定の領収書を購入店から発行してもらったため、必要保護家庭であることが特定されることはありませんが、現在は通常の領収書などの添付としています。しかし、このような考え方は全道的にも少ない状況かもしれません。例えば、S市では「引換券」が交付され、指定された

販売店で引き換えなければなりません。また、同じスキー用具のため、必要保護家庭の保護者が見れば誰が認定されているのか一目瞭然となっています。

◇ 就学援助の課題

旭川市は、このように就学援助が一般財源化（地方交付税の算定基準として予算を交付）され、生活扶助基準額が引き下げられる中で、「未来を担う子どもたちにとって有意義な就学助成制度の見直しにつながり、教育格差が世代を超えて継承されることのないよう、意欲有る全ての子どもたちへの学習機会を確保する」（同懇話会報告書）を受けて、制度を改訂してきました。

旭川市が全国的に見てひとときわ必要保護認定基準が低く、認定されやすいということではありません。しかし、これまでの取り組みは全道的に見ても評価できるのではないかと思います。

全国的にそれぞれ就学援助制度に関する見直しは行ってきましたが、市町村によっては生活保護基準の一・四倍から一・一倍へ引き下げた例もあります。一般財源化されたために、財政が厳しい市町村では、認定基準の引き上げを検討するところも出てきています。

就学援助制度が市町村の財政状況に左右されることなく、安心して教育を受けられ、子ども「貧困」といったことがでることがない制度運営が

され、これからの将来を担う子どもたちのための社会となることを望みたいと思います。

荻洲勝幸（おぎす かつゆき）

学校事務職員。根室管内・上川管内（士別市・旭川市）の五校の小学校に勤務。北教組上川支部・旭川支部で事務職員部長を経験。